

令和5年度 償却資産(固定資産税)の申告について (前年度に申告された方用)

市税につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、申告していただくことになっています。(地方税法第383条<固定資産の申告>)

つきましては、同封の申告書等を作成していただき、提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。前年中に資産の増減がなかった場合や全ての資産が無くなった方も申告が必要です。

申告書の提出期間

令和5年1月4日(水) から 1月31日(火) まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく郵送またはe L T A Xによる電子申告をご利用ください。

● 提出先

※申告書控えに受付印が必要な場合は、提出用と控え用の2枚を提出してください。

郵送で申告書控えの返送が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒をご同封ください。

① 窓口

〈本 庁 舎〉	1階 税 務 課(固定資産税係)	24番窓口	} 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分
〈二ツ井町庁舎〉	1階 総務企画課	8番窓口	

② 郵送

〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号
能代市 総務部 税務課 固定資産税係 宛て

③ インターネットによる申告(e L T A X)

利用方法や操作方法は下記にお問い合わせください。

- ・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
- ・電 話 0570-081459 受付時間：9時～17時(土日祝、12/29～1/3を除く)

● 問い合わせ先

能代市 総務部 税務課 固定資産税係

電 話 : 0185-89-2127 (直通)

F A X : 0185-89-1764

E-mail : zeimu@city.noshiro.lg.jp

● 提出していただく書類

①償却資産申告書

- ・償却資産をお持ちでない場合や転出・廃業等があった場合は、備考欄に記入してください。

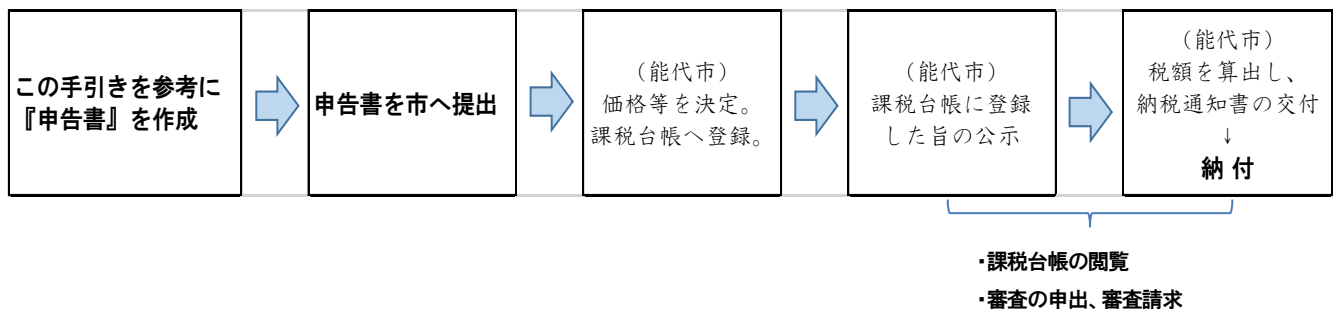
※詳しくは7ページの記入例をご覧ください。

②種類別明細書

- ・企業の電算処理により申告する場合も、種類別明細書（全資産用）を必ず提出してください。
- ・前年中に資産の増加及び減少がない場合も種類別明細書を提出してください。
- ・申告済みの償却資産に修正が生じた場合、前回の申告後に減少の資産がある場合
→ 印字された「種類別明細書」に記入してください。
- ・前回の申告後に増加の資産がある場合、未申告の資産がある場合
→ 白紙の「種類別明細書（増加資産用）」に記入してください。

※詳しくは9ページの記入例をご覧ください。

1 申告から納税までの流れ



2 申告に際して

(1) 申告していただく方

令和5年1月1日現在、能代市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方です。申告は資産が免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）の方、令和4年中に資産の購入や廃棄がない方、資産の入れ替えがない方も必要です。廃業・転出等の場合は、申告書の備考欄に記入の上、提出してください。

(2) 申告対象となる資産

令和5年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ・償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ・建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ・遊休又は未稼働の資産
- ・改良費（資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区別します）
- ・福利厚生のに供するもの
- ・使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に償却しているもの
- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

(3) 申告の対象とならない資産

- ・土地や家屋として、固定資産税が課されているもの
- ・自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税対象となるべきもの（実際に自動車税種別割等が課税されている必要はありません。）

例：工場内のみで使用し、公道を走らないフォークリフト等

※大型特殊（分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999）は償却資産の課税の対象となります。

- ・無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権、営業権等）
- ・繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ・棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ・非減価償却資産（書画、骨董等で希少価値を有し代替性がないもの）
- ・平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ・自己所有の建物を通常の維持管理から改修した場合の費用

(4) 申告対象資産の留意事項

① 少額資産

	取得価額	国 税（法人税・所得税）	申告
個人	10万円未満	必要経費	不要
	10万円以上20万円未満	3年間一括償却	
		減価償却	必要
	20万円以上	減価償却	
法人	10万円未満	損金算入	不要
		3年間一括償却	
		減価償却	必要
	10万円以上20万円未満	3年間一括償却	不要
		減価償却	必要
	20万円以上	減価償却	

② リース資産

契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
賃借期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収など。	申告不要	申告必要
所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合。	申告必要	申告不要

③ 建物を賃借されている方（テナント）が施した内装等

テナントが施した下記の資産、家屋の附帯設備（電気、給排水、空調設備など）や内部造作でその事業に用いている場合は、テナントが所有する償却資産（特定付帯設備）として申告する必要があります。

- ・木造家屋：外壁、内壁、天井、造作、床、建具
- ・非木造家屋：外周壁骨組、間仕切骨組、外部・内部・天井・屋根仕上、建具

④ 大型特殊自動車について

次の表に掲げる大型特殊自動車は、運輸局への登録の有無に関わらず、すべてが償却資産の申告対象です。

種類	最高速度	長さ	幅	高さ	種別	申告
一般用	15km/h 以下	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	小型特殊	不要
建設用	上記4項目を1つでも超えると大型特殊自動車です				大型特殊	必要

⑤ 農耕作業用自動車について

乗用型田植機・トラクター・コンバイン・スピードスプレイヤーについて、次に該当するものは償却資産（固定資産税）の申告が必要です。

- (1) 乗用装置がついていないもの（歩行・手押し型のもの）
- (2) 乗用装置がついていて、最高速度が35km/時以上のもの
※最高速度が35km/h未満の農耕作業自動車は申告対象外です。

⑥ 固定資産税の賦課期日（1月1日）と事業年度との関係

決算日から賦課期日（1月1日）までの資産の増減についても申告漏れのないように注意してください。
《例》9月末日が決算日の場合は、令和4年10月1日から令和5年1月1日までの資産の増減も申告してください。

⑦ 消費税等の取扱い

消費税等を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税等を含めた取得価額で申告してください。

3 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、過料又は罰金が科せられることがあります。

4 国税との比較

項 目	国 税 (法人税・所得税)	地 方 税 償却資産 (固定資産税)
償 却 計 算 の 期 間	事業年度	暦年 (賦課期日制度)
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法、定額法の選択制度	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月割償却 (一定の場合は簡易償却)	半年償却 (1/2)
圧 縮 記 帳 の 制 度	認める	認めない
特別償却・割増償却	認める	認めない
増 加 償 却	認める	認める
評価額の最低限度	1円	取得価額の100分の5
改 良 費	合算評価	区分評価

5 評価及び課税

区 分	説 明	
納税義務者	令和5年1月1日現在、償却資産を所有し、償却資産課税台帳に登録されている方です。	
賦課期日	毎年1月1日が賦課期日となり、その年の途中に機械等を滅失してもその年度は課税されます。	
評 価 額	申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本に計算し評価額を算出します。	
	資産取得時期	評 価 額
	前年 <u>中</u> に取得	取 得 価 額 ×減価残存率（前年 <u>中</u> 取得のもの）
	前年 <u>前</u> に取得	前 年 度 評 価 額 ×減価残存率（前年 <u>前</u> 取得のもの）
	（注）取得価額の5％を下回る場合は、取得価額の5％の額が評価額となります。	
課税標準額	令和5年1月1日現在の償却資産の評価額で償却資産課税台帳に登録されたものです。課税標準の特例の適用がある場合には、適用後の額が課税標準額です。（千円未満切り捨て）	
税 率	税率：1. 4/100	
税 額	課税標準額×税率（1. 4/100） ※税額は百円未満切り捨て	
免 税 点	課税標準額が150万円に満たない場合は課税されないため、納税通知書を交付しません。	
納 期	土地・家屋と合算し、4回に分けて納税していただきます。	

6 非課税及び課税標準の特例等

(1) 非課税となる資産

生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設等、地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産については、収益事業に係る部分を除いて固定資産税が課税されません。該当する資産がある場合は、非課税適用申告書と非課税内容に係る資料の提出が必要になります。

(2) 課税標準の特例が適用される資産

再生可能エネルギー発電設備（地方税法附則第15条）や先端設備等認定設備（地方税法附則第64条）について、課税標準の特例により固定資産税が軽減される場合があります。該当する資産を取得された方は、償却資産申告書と一緒に「固定資産税（償却資産）特例適用申告書」を提出してください。

対象設備や適用要件、手続き等の詳細については、市のホームページ「償却資産の申告について」をご覧ください。どうか、お問い合わせください。

(3) 過疎地域における課税免除

市では産業の振興により市の発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づき、「能代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」を制定しています。これにより令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得された事業用資産について、申請により固定資産税の課税免除が受けられる場合があります。対象となる事業や要件判定、手続き等の詳細については、市のホームページ「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る課税免除」をご覧ください。どうか、お問い合わせください。

7 課税台帳の閲覧及び審査の申し出

申告及び調査に基づいて償却資産の価格等が決定され、償却資産課税台帳に登録されます。4月1日（土・日曜日・祝祭日を除く）からは、関係者へ閲覧に供します。

この価格に不服がある方は、所定の期間内に文書をもって審査の申し出をすることができます。

8 実地調査のお願い

申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第354条の2の規定により所得税又は法人税に関する書類を閲覧し、地方税法第353条及び第408条の規定により実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いする場合もあり、地方税法に基づき追徴課税となる場合もあります。

9 提出書類記入例

(1) 申告書

令和 年 月 日		令和 5 年度	
受付印		能代市長 殿	
		償却資産申告書（償却資産課税台帳）	
※所有者コード			
1 住所 (又は納税通知書送達先)	〒0185-8501 あきたけん のしろし かみまち 秋田県能代市上町1番3号 (電話 0185-12-3456)	3 個人番号又は法人番号	個人はマイナンバーを記入
2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	かぶしがいのしや のしろやまもとこうぎようしや 株式会社 能代山本工業社 のしろ たろう 株式会社 能代山本税務工業社 代表取締役 能代 太郎 (屋号)	4 事業種目 (資本等の金額)	建設機械の製造 (250 百万円
		5 事業開始年月	平成22年4月
		6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理課 能代 花子 (電話0185-23-4567)
		7 税理士等の氏名	税理 士郎 (電話0185-34-5678)
8 短縮耐用年数の承認	有・無	9 増加償却の届出	有・無
10 非課税該当資産	有・無	11 課税標準の特例	有・無
12 特別償却又は圧縮記載	有・無	13 税務会計上の償却方法	定率法 定額法
14 青色申告	有・無		
資産の種類	取	得	価 額 (単位:円)
	前年中に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構 築 物	1,900,000		1,900,000
2 機 械 及 び 装 置	13,082,300	7,257,300	12,274,000
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	635,000		635,000
7 合 計	15,617,300	7,257,300	14,809,000
(ロ)前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。	(ハ)前年中に増加した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。	(ニ)〔前年中に取得したもの(イ)〕-〔前年中に減少したもの(ロ)〕+〔前年中に取得したもの(ハ)〕の計を記入してください。	
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合 計			
企業の電算処理により申告する方のみ記入してください。			
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地		① 島田〇番〇号	
		②	
		③	
16 借用資産		貸主の名称等	
(有) (無)			
17 事業所用家屋の所有区分		自己所有 ・ 借家	
18 備考(添付書類等)			
増減なし (※増減がない場合は記入してください。)			
令和4年10月1日に株式会社能代税務工業を吸収合併した。 令和4年11月4日に商号変更した。 (旧) 株式会社 能代山本工業社 (新) 株式会社 能代山本税務工業社 (※処理欄は記入しないでください。)			

1. 住所（又は納税通知書送達先）

- 主たる事務所等の所在地が記載になります。それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っている場合は、当該事務所等の所在地が記載になります。
- ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記入してください。

2. 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

- 氏名（ふりがな）を記入してください。
- 所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名（あれば屋号）を記入してください。

3. 個人番号または法人番号

- 個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

4. 事業種目（資本金等の額）

- 事業の内容を具体的に記入してください。（複数ある場合は主たる事業種目）
- 法人の場合は、資本金又は出資金の金額も記入してください。

5. 事業開始年月

- 市内での事業開始年月を記入してください。

6. この申告に回答する者の係及び氏名

- この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7. 税理士の氏名

- 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

8. 短縮耐用年数の承認

- 耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- 「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。

9. 増加償却の届出

- ・税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- ・「有」に該当する場合は、「増加償却届出書」の写しを添付してください。

10. 非課税該当資産

- ・非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- ・「有」に該当する場合は、非課税適用申告書と非課税内容に係る資料の提出が必要になります。

11. 課税標準の特例

- ・課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- ・「有」に該当する場合は、固定資産税（償却資産）特例適用申告書等の提出が必要になります。

12. 特別償却又は圧縮記帳

- ・圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。償却資産の評価において、特別償却及び圧縮記帳は適用になりませんが、確認のため記入をお願いします。

13. 税務会計上の償却方法

- ・税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。

14. 青色申告

- ・法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。

15. 能代市内における事業所等資産の所在地

- ・事業所等の所在地が一箇所だけで「1. 住所（又は納税通知書送達先）」と同一の場合には、本欄の記入は必要ありません。
- ・二箇所以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれを記入し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。

16. 借用資産（有・無）

- ・借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には、その資産名及び貸主の名称、住所、電話を記入してください。

17. 事業所用家屋の所有区分（自己所有・借家）

- ・事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

18. 備考（添付書類等）

- ・住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由（商号変更等）、異動年月日、旧住所、旧氏名等
- ・合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等
- ・増減がない場合は、「増減なし」と記入してください。
- ・所有する資産がない場合は「該当資産なし」と記入してください。
- ・「短縮耐用年数承認書の写し」、「増加償却の届出書の写し」等添付した書類の名称を記入してください。
- ・非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項を記入してください。
- ・納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名を記入してください。
※納税管理人を定める場合や変更する場合は、所定の届出が必要ですのでお知らせください。
- ・その他、この申告に必要な事項及び減価償却資産の評価について参考となるべき事項を記入してください。

[取得価額]

(イ) 前年前に取得したもの	… 印字してある内容に変更がある場合は、二重線で消し、余白に正しい内容を記入してください。
(ロ) 前年中に減少したもの	… 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
(ハ) 前年中に取得したもの	… 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。この欄の合計額は種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と同じです。
(ニ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))	… 取得価額の合計額を種類別に記入してください。
(ヘ) 評価額	} 当市の電算システムで計算しますので、記入する必要はありません。ただし、 自社の電算処理により申告する方は記入してください。
(ト) 決定価額	
(チ) 課税標準額	

(2) 種類別明細書

前年度以前に申告をされた方には、申告資産を印字しておりますので、ご確認ください。なお、前年度以前にeLTAXで全資産申告をされた方には、同封していません。

○修正・減少資産等

- ・修正 → 変更等により資産の一部を訂正する場合は、二重線で消し、余白に正しい事項を記入してください。
- ・廃棄・除却による資産の削除 → 種類から耐用年数までを二重線で消し、事由欄に記入してください。

令和 5 年度 償却資産 種類別明細書														
氏 名 株式会社 能代山本工業社														
資産番号	種類	資産の名称 (名称・形式及び規格)	数量	取得時期	耐用年数	取得価額(円)	減価残存率	帳簿価額(円)	本年度評価額(円)	特例適用率	特例コード	本年度課税標準額(円)	事由	残存サイン
1	1	○○○○○○	1	430.4	10	1,900,000							42	
2	2	○○○○○○	1	430.4	14	4,450,000							42	
3	2	○○○○○○	1	431.3	14	1,375,000								
4	2	○○○○○○	1	409.9	14	3,200,000							11	
5	2	○○○○○○	1	415.6	14	2,050,300							12	
6	2	○○○○○○	1	415.9	14	2,007,000							13	
7	6	○○○○○○	1	504.8	5	635,000								

1.構築物 3.船舶 5.車両および運搬具

2.機械および装置 4.航空機 6.工具・器具および備品

1 明 治
2 大 正
3 昭 和
4 平 成
5 令 和

01.新品取得 02.中古品取得 03.移動による受け入れ 04.その他
11.売却 12.減失 13.移動 14.その他
41.一部増加 42.その他訂正 51.価額訂正

① 耐用年数誤り、② 耐用年数改正による修正

- ・耐用年数の記載に誤りがあった場合は、正しい耐用年数と事由欄に「42」と記入してください。
- ※平成21年度の申告分から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて計算することになり、資産の取得時に遡って再計算するものではありません。

③ 減少資産

- ・減少資産は、資産名称等に線を引き、事由欄に事由「11～14」のいずれかを記入してください。

○増加資産

白紙の「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に必要事項を記入してください。

令和 5 年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)												
所有者コード		所 有 者 名 株式会社 能代山本工業社										
行番号	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	原価残存率	価額	課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増加事由	摘要
01	2	コンプレッサー	1	5 4 6	3,550,000	14					① 2 3・4	
02	2	クレーン	1	5 4 11	2,899,000	14					② 2 3・4	
20											3・4 1・2	
小計											3・4	

注意:「年号」の欄は、1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和 それぞれ年号に対応する数字を記載してください。

「増加事由」の欄は、1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受け入れ 4.その他 のいずれかに○印をつけてください。

④ 増加資産

- ・増加資産は、別添様式(増加資産・全資産用)に資産名称等を記入し、増加事由欄のいずれかに丸印を記入してください。
- ・資産の種類は(1.構築物 2.機械および装置 3.船舶 4.航空機 5.車両および運搬具 6.工具・器具および備品)から数字を記入ください。
- ・記入欄が足りない場合は、任意の様式でも構いません。

※電算処理により申告される方は、必ず全資産がわかる種類別明細書を提出してください。

※種類別明細書(増加資産・全資産用)等の様式は能代市ホームページの「償却資産の申告について」からダウンロードできます。

耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるものとする定められています。

※耐用年数については、能代市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

○中古資産の耐用年数

使用可能期間を見積もった年数を耐用年数とすることができますが、見積もることが困難な場合は、次の方法により耐用年数を計算します。

① 法定耐用年数の全部を経過した中古資産

→その法定耐用年数の100分の20に相当する年数

② 法定耐用年数の一部を経過した中古資産

→その法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の100分の20に相当する年数を加算した年数

(例) 法定耐用年数30年の構築物で、建築後12年を経過したものを取得した場合

$(30\text{年} - 12\text{年}) + (12\text{年} \times 20 / 100) = 20.4\text{年}$ → 残存耐用年数20年

※ 計算した年数が2年に満たない場合は、残存耐用年数を2年とします。

耐用年数に応ずる減価率・減価残存率表 (耐用年数30年までの抜粋)

耐用年数	減価率 (α)	減価残存率		耐用年数	減価率 (α)	減価残存率	
		取得時期				取得時期	
		前年中 ($1-\alpha/2$)	前年前 ($1-\alpha$)			前年中 ($1-\alpha/2$)	前年前 ($1-\alpha$)
				16	0.134	0.933	0.866
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926

※減価残存率表については、能代市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。